

田子町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民が安心して快適に暮らすための住環境整備を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、田子町住宅リフォーム支援事業実施要領(令和3年4月1日施行)に基づき、当該年度予算の範囲内において田子町住宅リフォーム支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 田子町民または事業完了時に田子町内に住民票を置く者。
- (2) 田子町内に所有する自己居住用住宅等のリフォーム工事又は、グリーンツーリズム事業のためのリフォーム工事を行う者に限る。
- (3) 本人及び同居人全員が町税を滞納していないこと。ただし、申請時に町外に住所を有する者は、その住所のある市区町村において税金の滞納がないこと。

(補助対象事業の実施方法等)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事項に基づくこととする。

- (1) 補助事業は、田子町内に本店を有し、田子町商工会会員である事業者が施工するリフォーム工事であること。
- (2) 申請年度の3月20日までに完了する事業、かつ、実績報告を提出できる事業であること。ただし、指定感染症の蔓延による緊急事態宣言等により工程に著しく支障を来し、期限内の完成が困難となった場合は1月20日までに申出書を提出すること。
- (3) リフォーム工事については、対象工事費が20万円以上(税込み)かつ、住宅の機能維持及び向上のために行う改築、増築及び設備工事であること。なお、対象となる工事は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象工事費の10%を補助し、補助金上限額は20万円とする。ただし、グリーンツーリズム事業又は国際交流事業におけるホームステイ受け入れのためのリフォーム工事については、対象工事費の15%を補助し、補助金上限額は30万円とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の見積内訳書
- (2) 工事請負契約書の写し

- (3) 工事設計図面の写し
- (4) 施工前の写真又は工事箇所の写真
- (5) 申請者及びその同居人全員の前年度分の納税証明書
- (6) 同居人確認書（添付第1様式）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、当該住宅につき1回に限る。

（補助金の交付の決定）

第6条 町長は、前条の申請を適当と認め補助金の交付を決定したときは、速やかに決定内容及び交付条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知する。

（補助金の交付条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた際に付される条件とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容の変更又は補助事業の廃止をする場合は、事業変更（廃止）申請書（様式第3号）を町長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 他の補助事業等で補助金の決定がなされた工事費は対象外とする。

2 町長は、前項第1項の承認をしたときは、事業変更（廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の決定額の変更）

第8条 前条第1項第1号により補助金の額に変更が生じた場合は、第6条により決定した額の範囲内において変更を認めるものとし、補助金額変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに、補助金交付申請取下げ書（様式第6号）を町長に提出し申請を取下げものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、支援事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して報告するものとする。

- (1) 当該工事費の領収書の写し
- (2) 施工中及び施工後の工事写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、補助事業が決定内容に従って遂行されていると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第12条 補助金は前条により額を確定した後に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の請求)

第13条 補助対象者は補助金を請求しようとするとき、補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第14条 町長は、当該事業の目的が達成されていないと認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の返還を請求するものとする。

(延滞金)

第16条 補助金の返還を請求された者は、これを納期日までに納付しなかったとき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。